

求職活動等における性的な言動に起因する問題等の防止に関する取組と 通報窓口のご案内

令和 8 年(2026 年) 9 月 1 0 日

社会福祉法人姫路市社会福祉事業団

社会福祉法人姫路市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）は、求職活動等における性的な言動その他優越的な関係を背景とした言動に起因する問題（以下「就活ハラスメント」という。）に対し、以下のとおり取り組みます。

1 就活ハラスメントの禁止

事業団は、採用面接、説明会、インターンシップ、実習受入れその他採用活動等に関する全ての場面において、求職者や学生に対する性的な言動その他優越的な関係を背景とした言動により不快感を与え、人格を侵害する行為を許しません。

2 具体的な取組

求職者や学生と事業団の職員が接点を持つ際には、就活ハラスメントが起こることがないように以下の事項を厳守します。

- (1) 職員任用時には、適性、能力に基づいた採用基準により応募者の基本的人権を尊重した採用試験又は選考を行います。
- (2) 職員、嘱託員、臨時職員任用に係る面接時には不適切な質問や要求（プライベートに関する質問、食事や個人的関係を迫るなど）は行いません。
- (3) 高圧的な態度、心理的負担をかける面談、面接は行いません。
- (4) 職員は、個人的に求職者や学生と連絡先の交換を行いません。
- (5) 職員は、個人的に SNS 等を利用して求職者や学生と接点を持ちません。
- (6) 職員は、求職者や学生と、求職活動や実習と関係の無い会合（勤務時間外における飲食、業務外での面談等）を行いません。
- (7) 採用活動で得た個人情報、関係法令及び事業団の規程に基づき、適切に管理し、保存期間経過後に削除します。

3 職員への周知・啓発

全職員に定期的にハラスメント防止について周知・啓発を行い、就活ハラスメントを含む全てのハラスメントが起きない職場環境づくりを行います。

4 就活ハラスメント等に関する相談窓口

採用活動やインターンシップ、実習等において、事業団の職員によるハラスメント行為があった場合には、下記の窓口までご相談ください。

相談者の秘密は厳守されます。

5 不利益取扱の禁止

相談の申出、事実関係の確認への協力その他ハラスメントに関する対応を行ったことが事業団の選考や採用試験の合否結果に影響することは一切ありません。

6 相談窓口

姫路市社会福祉事業団事務局長

電話 079-260-7726

E-mail himeji-sfj@jewel.ocn.ne.jp